

県南広域振興局長告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和6年2月27日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 路線名 本吉室根線
- 2 供用開始の区間 一関市室根町矢越字四百刈24番1地先内
- 3 供用開始の期日 令和6年2月27日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
  - (2) 期間 令和6年2月27日から同年3月26日まで